２　国税通則法の災害等による期限延長制度により通算法人の申告期限が延長された場合に他の通算法人についても申告期限が延長されたものとする措置について、その延長される期日等を定めることとした。（地方法人税法施行令第六条関係）

３　地方法人税に係る外国税額の還付について、手続等を定めることとした。（地方法人税法施行令第八条、第九条、第一一条及び第一四条関係）

三　租税特別措置法施行令の一部改正

１　試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、中小企業技術基盤強化税制の適用を受けようとする通算親法人である農業協同組合等の範囲、中小企業者に該当する通算法人の範囲を定めるほか、所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令第五条の三及び第二七条の四関係）

２　新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除制度について、通算法人の控除限度額の計算の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三五条関係）

３　沖縄の認定法人の課税の特例について、通算法人の損金算入額の計算の基礎となる所得の金額の計算の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三六条関係）

４　国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例について、通算法人の損金算入額の計算の基礎となる所得の金額の計算の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三七条関係）

５　通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の特例について、特例の適用がある場合における法人税法の規定による申告又は還付の特例等の適用に関する事項を定めることとするほか、その他の租税特別措置について所要の整備を行うこととした。

四　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正

通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の特例について、特例の適用がある場合における法人税法の規定による申告又は還付の特例等の適用に関する事項を定めることとするほか、所要の整備を行うこととした。

五　所得税法施行令の一部改正

法人税法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。（所得税法施行令第五五条、第六一条、第一一二条～第一一四条、第一七〇条、第二八一条、第三三四条の二及び第三四五条関係）

六　相続税法施行令の一部改正

法人税法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。（相続税法施行令第一条の一〇、第一条の一二及び第三一条関係）

七　地価税法施行令の一部改正

法人税法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。（地価税法施行令第二二条関係）

八　消費税法施行令の一部改正

消費税法等の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。（消費税法施行令第二条、第二八条及び第六三条の二関係）

九　国税通則法施行令の一部改正

法人税法等の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。（国税通則法施行令第五条、第一三条、第一四条、第三〇条の五及び第四一条関係）

一〇　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部改正

消費税法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令第二条及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令第二条関係）

一一　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部改正

法人税法等の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令第六条及び第二七条～第三一条関係）

一二　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正

租税特別措置法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。（旧沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第六三条の四関係）

一三　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正

法人税法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第一条の二及び第六条関係）

一四　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部改正

１　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の適用対象から除かれる租税特別措置法の規定の範囲の見直しを行うこととした。（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令第一条関係）

２　適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置の範囲の見直しを行うこととした。（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令第二条関係）

一五　復興特別所得税に関する政令の一部改正

復興特別所得税に係る法人税法施行令等の規定の適用について、所要の整備を行うこととした。（復興特別所得税に関する政令第一三条関係）

一六　法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四二年政令第一〇六号）の一部改正

契約者配当に関する経過規定について、所要の整備を行うこととした。（法人税法施行令の一部を改正する政令附則第五条関係）

一七　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成一七年政令第一〇三号）の一部改正

租税特別措置法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第一九条関係）

一八　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成一八年政令第一三五号）の一部改正

租税特別措置法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二九条関係）

一九　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二一年政令第一〇八号）の一部改正

租税特別措置法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令附則第二三条関係）

二〇　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二三年政令第三八三号）の一部改正

租税特別措置法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第一一条関係）

二一　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二七年政令第一四五号）の一部改正

消費税法の一部改正等に伴う所要の整備を行うこととした。（消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第六条関係）

二二　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二八年政令第一五九号）の一部改正

租税特別措置法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令附則第一八条関係）

二三　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二九年政令第一一四号）の一部改正

法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置について、通算制度の開始、通算制度への加入又は通算制度からの離脱（通算制度からの離脱にあっては、離脱前に行う主要な事業が引き続き行われることが見込まれていない場合に限る。）前の特別勘定の金額で繰り延べている収益を計上することとされる場合のその計上することとされる場合から除かれる要件等の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令附則第二三条関係）

二四　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三〇年政令第一三二号）の一部改正

長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置について、通算制度の開始、通算制度への加入又は通算制度からの離脱等の直前の特定資産の販売等に係る損益で繰り延べられているものを計上する措置の対象から除外される契約の範囲等の細目を定めるほか、所要の整備を行うこととした。（法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第一三条関係）